

第530回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和3年9月16日（木）10時00分～10時45分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、植木委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、宮地監督課長

今井賃金室長、野口賃金室長補佐、

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の審議について

(2) その他

ア 今後の審議日程等

イ 関係労使からの意見聴取について

5 資料目次

(1) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告
(写)

(2) 令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
(案)

(3) 令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領
(発注者あてアンケート) (案)

(4) 令和3年度答申日別最短効力発生予定日一覧表

机上配付資料

- ・鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）

6 議事内容

○野口賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第530回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はございませんでした。

本日の委員の出席状況ですが、使用者を代表する米原委員は欠席ですが、現時点で15名の委員のうち14名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、この審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、これより先の審議会の進行を会長にお願いいたします。

○佐藤会長 おはようございます。

では、本日の審議に入ります。まず、議事の1番目、特定最低賃金改正決定の必要性の審議についてですが、7月21日の第527回本審において、鳥取県特定最低賃金改定決定の必要性の有無についての諮問を受けまして、その審議については、専門部会を設置して審議していただいていたところであります。

初めに、事務局から必要性を審議するに当たっての留意点の説明をお願いいたします。

○今井賃金室長 特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議について、留意点を4点御説明申し上げます。

1点目は、鳥取県地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しましては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うことということになります。

2点目は、必要性の有無につきましては、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は、新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということでございます。要するに、専門部会におきまして結論が全会一致に至らない場合は、必要性

が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申をしていただくこととなります。

3点目は、関係労使の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

4点目は、最低賃金法第16条において、決定又は改正される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものではない旨、定められております。よって、「改正決定の必要性有り」の決議に達した case ですが、本審で専門部会報告を行い、答申・諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、金額は未定ですけれども、最低、地域別最低賃金（821円）を1円以上の引上げを行うという了解を頂いたということになりますので、御了解いただければと思います。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

説明いただいたところではありますが、皆さん、質問等ありますでしょうか。

特に無さそうですね。

では、初めに、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の報告を行いたいと思います。

初めに、事務局より専門部会報告書を読み上げていただき、その後、当部会の部会長である私から審議の結果について御説明申し上げます。

では、読上げをお願いいたします。

○今井賃金室長 それでは、読上げをいたします。机上配付でお配りをしているところでございます。

令和3年9月16日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和3年7月21日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただいて御確認いただき、読上げを省略いたします。

次ページには、審議の経過を記載してございますが、御覧いただいて御確認いただき、読上げを省略いたします。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、審議の経過について御報告いたします。

まず、労働者側の委員から必要性有りとの申出を頂き、更に使用者側の委員から審議の方を受けていただくということで、全会一致で改正決定の必要性有りという結論に至りました。

今後は、十分な検討と協議を行っていくことを確認いたしましたので、御報告いたします。

それでは、この点について、労働者側、使用者側、それぞれから御意見を頂きたいと思っております。では、まず、労働者側の委員からお願いします。

○河村委員 先ほどの専門部会報告にもございましたように、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金ですけれども、改正決定の必要性有りということで御確認いただきました。その後は、また労使のイニシアティブを発揮しながら、労使にて議論をさせていただきたいと思っております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、使用者側、お願いします。

○宮城委員 先ほど御説明のあったとおり、最終的には必要性有りという結論になりました。つまり、822円以上の金額になるということで、その金額自体がかなり大きな金額ですので、使用者側としては非常に悩むところなのですが、申出書もきちんと出ておりますし、審議の必要性無しという回答は慎んだ方がよろしいと思ひまして、必要性有りとさせていただきます。今後、審議の中で労使が金額について真摯に対応して、結審につながるよう努めていきたいと思っております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか、大丈夫でしょうか。

では、労働者側、使用者側、それぞれから今、御意見を頂いたところであります。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性につきましては、専門部会報告書を踏まえ、全会一致で改正決定を

することを必要と認める旨の答申を行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、次に、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の報告を行いたいと思います。

まず、事務局から部会報告書を読み上げていただき、その後、中野部会長より審議の経過について、御報告お願いしたいと思います。

では、読上げをお願いします。

○今井賃金室長 部会報告は、お配りしております資料の1ページ目でございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、読み上げます。

令和3年9月9日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長、中野聡。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。

当専門部会は、令和3年7月21日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金を改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記以下に、委員の皆様のお名前を挙げておりますが、御覧いただいて御確認いただき、読上げを省略いたします。

次ページには、審議の経過を記載してございますが、御覧いただいて御確認いただき、読上げを省略いたします。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、報告をお願いします。

○中野会長代理 それでは、専門部会の審議の経過を報告させていただきます。

地域別最低賃金が協定額の下限額を上回ったということで、全会一致で、先ほどの報告書のとおり、改正決定の必要性無しという結論に達しました。ただ、今後も申出がなされた場合には、特定最低賃金の趣旨も踏まえて、必要性の有無、また、金額等について労使と協議するという事も確認いたしました。以上、報告させていただきます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、労働者側、使用者側、それぞれから御意見を頂きたいと思います。

では、まず、労働者側からお願いします。

○林委員 今、専門部会報告があったとおりでありますが、基本的には、各種商品小売業最低賃金も、実は、718円ぐらいでずっと地域別最低賃金に埋まった状態ではありますが、当該の労使は毎年交渉して、それなりに企業内最低賃金は地域別最低賃金を上回る協定を取ってきております。たまたま今回、地域別最低賃金の改定額が引上げの上限額を上回っていましたので改正決定の必要性無しとなりましたが、来年以降も、当該労使の申出がありましたら、関係労使のイニシアティブで審議をしていただけたらと思います。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、使用者側、お願いします。

○宮城委員 今、林委員の言われたとおりで、特に異論はございません。よろしく申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、今、報告を受け、労使それぞれから御意見を伺ったところであります。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会報告書を踏まえ、全会一致で改正決定をすることの必要性は認められない旨の答申を行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、両専門部会の報告に基づいて作成した答申文を配付してください。

それでは、確認の意味で、事務局の方から答申文の読上げをお願いしたいと思います。

○今井賃金室長 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、各種商品小売業最低賃金の順に答申文を読み上げさせていただきます。

令和3年9月16日、鳥取労働局長、石田聡殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和3年7月21日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

次に、各種商品小売業最低賃金に係る答申文を読み上げます。

令和3年9月16日、鳥取労働局長、石田聡殿、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和3年7月21日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鳥取県各種商品小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について、改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、各答申文に御異議が無ければ、局長に答申をさせていただきますが、いかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、答申をさせていただきます。

〔会長から局長へ答申文手交〕

○今井賃金室長 ただ今、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、改正決定の必要が有る旨の答申を頂きましたので、局長より佐藤会長に特定最低賃金改正の諮問を行わせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 それでは、事務局の方から諮問文の読上げをお願いいたします。

○今井賃金室長 読み上げます。

鳥労発基0916第1号、令和3年9月16日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、石田聡。

最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について諮問をお受けしたところであります。

調査審議について、専門部会において行われることとなりますが、ここで最低賃金審議会令第6条第5項の適用等についてお諮りしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○今井賃金室長 説明申し上げます。

最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、鳥取県最低賃金の改正審議におきましても、この規定の運用について御承認を頂いたところです。公労使、全会一致で決議された場合に限ることとなりますが、特定最低賃金専門部会の改正審議につきましても、専門部会において全会一致で決議された場合、この条文を適用させていただきたいと考えていますので、御審議をお願いいたします。なお、第6条第5項が適用された場合であっても、特定最低賃金専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に労働局長宛て答申していただくこととなります。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、本年も例年どおり、特定最低賃金専門部会の決議において、全会一致でされた場合は、本条項を適用していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

特定最低賃金においては、関係労使のイニシアティブを発揮していただき、全会一致になりますよう、お願いしたいと思います。

では、次に、特定最低賃金専門部会の廃止の手続についてです。最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされています。

あらかじめ本審議会の中で決めておくということですので、審議が終われば廃止するということがよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、次に、議題の2番目、その他についてですが、事務局からお願いいたします。

○今井賃金室長 今後の審議日程と関係労使からの意見聴取について申し上げます。

まず、今後の日程について御説明いたします。ただ今、案をお配りしております。

今後の日程でございますけど、専門部会で全会一致を目指していただきますので、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、結審の結果が答申と同じ扱いとなり、審議が終

いたします。答申を頂きましたら、公示期間を設けて、答申内容に対する異議の申出を受けます。異議の申出が無ければ、公示期間終了後、早急に官報公示などの手続を経て発効の運びとなりますし、異議の申出がありますと、本審議会を開催し、異議の内容について審議を行っていただきます。異議審議のための審議会につきましては、開催の必要がございましたら、委員の皆様には速やかに御連絡させていただき、開催日程の調整をさせていただきます。

それと、答申日別の効力発生予定日について御説明したいと思いますので、お手元の資料の15ページ、資料ナンバー4を御覧いただきたいと思います。

この15ページ、資料ナンバー4には、答申日、それから、官報公示、発効に至る日程を挙げてございます。事務局としては年内発効を目指して審議を進めていきたいと考えてございますが、この資料の16ページ、その真ん中辺りに線を引いているところになりますが、年内発効であれば、答申を頂くのは11月1日が限度となります。このような日程から、今ほどお配りしました開催日程（案）といたしまして、10月1日、10月7日、10月12日、10月18日のいずれも9時から、この会場で専門部会を開催いたしまして、予備日として、10月18日午後2時から本審を開催する予定を考えてございます。

次に、諮問を受けまして、最低賃金法第25条第5項の規定による関係労使からの意見聴取を実施いたします。具体的には、最低賃金法施行規則第11条第1項におきまして、意見書の提出について公示、そして第2項で意見書の提出以外の方法で関係労使から意見を聴くこととされておりますので、意見書の提出の公示は、本日から10月6日まで行うこととし、提出されました意見書は専門部会で報告いたします。

また、意見書の提出以外の方法といたしまして、例年、関係労使とその使用する労働者に対して、改正に関する意見のアンケートを実施してございます。このアンケートにつきましては、資料の3ページの資料ナンバー2にございますので、御覧いただきたいと思っております。意見聴取に係るアンケートにつきましては、例年行っているとおり、使用者、労働者に係るアンケートによる意見聴取と特別調査として発注者に対するアンケートによる意見聴取を行います。実施内容等は、昨年と同様に実施したいと考えてございます。実施要領（案）は、御覧いただいているところでございますが、昨年度と変更ございません。対象は、最低賃金に関する基礎調査で有効回答のあった事業所のうち、42事業所の労働者及び使用者、実施期間は本日以降に準備でき次第発送し、10月4日までを予定してございます。事業所の選定基準のマトリクスは、資料の5ページのとおりでございます。資料

の7ページ以降が実際のアンケート用紙でございます。内容は昨年度と変更はございません。

続きまして、資料の11ページでございますが、こちらは、発注者宛てのアンケートでございます。昨年同様、県内で現在、労働保険が成立している常用労働者数50人以上の電気機械器具製造業の発注者の立場にある事業所を対象として、32事業所に対して実施いたします。こちらも10月4日までの期間で実施したいと考えてございます。この集計結果につきましては、集計でき次第、早い段階で専門部会にて報告いたします。以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、今後の審議日程と関係労使からの意見聴取について事務局から説明いただいたところではありますが、何か質問、御意見ありますでしょうか。

河村委員、お願いします。

○河村委員 すみません。5ページのところで質問なのですが、今回の意見聴取対象事業所数が書いてあります。その下に、参考として基礎調査の有効回答事業所数が書いてあるのですが、これは基礎調査の有効回答事業所の中から、意見聴取対象事業所の選定をしているということよろしいですか。

○今井賃金室長 そのとおりでございます。

○河村委員 分かりました。

それともう1点あります。昨年から電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の適用事業所について、電子部品・デバイス・電子回路製造業と電気機械器具製造業と情報通信機械器具製造業の内訳が出なくなっているのですが、その中でこの事業所数が妥当なのかどうか分からないと思っているのですが、その辺りは、どう考えられているのでしょうか。

○今井賃金室長 できる範囲での考えですので、規模と地域、それとくくりの業種で、これは統計調査ではなく意見の申出ですので、傾向を見るということでバランスを見ているのではないかと事務局では考えているところでございます。

○河村委員 適用事業所の内訳が出なくなった背景として、何かあるのでしょうか。

○今井賃金室長 令和2年からと聞いているのですがけれども、本省の方で一括で統計の仕組みを作って、事業所の方が選定されて示されるということでの流れであるという具合に理解しております。

○河村委員 何が言いたいかというと、その適用事業所数が分類されずに一くくりになったわけですね。その中で、今回の意見聴取に関しては、これをあえて分けて、数を設定するということの必要性が、よく理解できないのですが、分ける意図がなくなったという判断で分類をされなくなったのではないのでしょうか。

○今井賃金室長 分ける意図については、日本標準産業分類のE28やE29、E30ということで分けてはいるとは考えておりますけれども、私が質問の趣旨を間違えているのでしょうか。

○河村委員 一昨年までは、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金適用事業所の中で3業種に分かれていましたが、昨年から分かれなくなりましたよね。それは、本省が分ける必要がないと考えられたから分けなくなったのだと思うのですが、結局、この意見聴取を行おうとしている事業所数が妥当なのかどうかという判断は、できないのではないですかということが言いたいのです。

○今井賃金室長 そうしますと、妥当でないとするれば、どのような方法がよろしいか御助言いただけないのでしょうか。

○河村委員 我々からすると分けていただいた方が分かりやすかったわけですが、何かしらの理由で適用事業者数を分けなくなったのですよね。今回500人強、適用労働者数が増えています、事業所数も増えているのかどうか分かりませんよね。その3業種のうち、どこが増えたのか増えていないのか分からない状況の中で、このような分類をされるのが本当に妥当なのかどうか、情報通信機械器具製造業は1事業所にとどまっていますけれども、本当に1事業所でいいのかどうかという判断はできないのではないですか。

○今井賃金室長 すみません。私の認識が間違っておりまして、令和3年、今年の基本調査から3分類ができるということで、この分類ができる状況になっているということでございます。適用事業所数全体の区分が無いというお話でございますが、基本調査自体は、その産業分類での区分はございます。

○宮城委員 河村委員が言われるのは、連続性の問題でしょうかね。

○河村委員 そうです。

○宮城委員 この5ページに参考として書かれている令和3年基本調査有効回答数事業所数は83事業所です。そのうち規模別で大体2分の1ずつ抽出しているというのが、この表でわかりますよね。その妥当性と、昨年との比較など、そういう意味の連続性が分か

らないという意味ではないかと思ったのですけれども、数字としては、労働局が把握していて、国全体としてするよりもきっちりとした形でアンケートを取りますから、それはいいと思うのですけれども、なぜ2分の1になったのかと、昨年との整合性はどうかというのを私も少し疑問に思いました。

○河村委員 補足ありがとうございます。

○今井賃金室長 昨年の数字をきちんと、今、手元に用意してございませんけれども、それまでは労働局で選んでいて、基礎調査で有効回答のあった全数で四十数社を対象とされていたのですが、令和2年に八十数社に対象が広がりました。そこで、昨年、その前の年との連続性ということを考えて、例年と同数で四十数社、基礎調査で有効回答のあった全数の半数程度ということで設定をしました。今年も前年と同じ数を配置するために、全数の半数程度ということでこのような設計をしたということでございます。

○宮城委員 よく分かりました。

河村委員が言われたのはそういう意味でしょう。

○河村委員 はい。

○宮城委員 全国は全国としてという意味だと思いました。

○今井賃金室長 大変失礼いたしました。

○佐藤会長 そのほかに、何か御意見や御質問はありますでしょうか。

では、宮城委員、どうぞ。

○宮城委員 1点質問です。

実は、鳥取商工会議所の最低賃金の担当者の方から、質問がありまして、今回、最低賃金の審議に関して、島根県で異議の申出があったと思うのですけれども、静岡でも出たとおっしゃっておられました。それで、最低賃金決定要覧の144ページに最低賃金法の第11条、最低賃金審議会の意見に関する異議の申出という条文があるのですけれども、実は、10年ほど前、最低賃金審議会の答申が出たときに、審議会の委員を推薦している団体の連盟で、異議申出書を出させていただきました。そのときに、鳥取労働局の回答としては、審議会の委員を推薦している団体の名前であれば、異議の申出はできませんということで回答があったわけです。今年、島根県の場合、異議の申出があつて審議会で審議をして却下されたという形だったので、10年前の鳥取県のそういった対応について、鳥取商工会議所が、日本商工会議所だったと思うのですが、担当している人を通して、厚生労働省の本省に異議申出はできるのかという確認を取ったところ、できるという

回答があったということですので、以前とは担当者が違うのかどうかは分からないのですが、そういう回答があったということで、鳥取商工会議所の方から確認をしてくださいと、審議会等でも質問してもらえませんかということですので、その件について、回答をお願いしたいと思います。

○今井賃金室長 審議会の委員を推薦している団体からの異議申出の関係について御質問がございました。

異議申出の根拠といたしましては、先ほど宮城委員がおっしゃられましたように、この最低賃金決定要覧の144ページの最低賃金法の第11条と第12条を根拠に行われているものでございます。法的にできるかできないかという御質問については、できると考えるというのがお答えとなります。

ただ、その10年前の当局の回答の詳細がちょっと今把握していなくて申し訳ございませんが、そういう回答に至った背景をこの条文を説明する中で少し申し上げさせていただいてもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この第11条の条文を見ますと、第2項に申出する要件といたしまして、最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、異議を申し出ることができる、いわゆるできる人しか書いておりませんので、いわゆる欠格事由自体は書いてないでございます。逆に、この要件からいくと、異議申出が鳥取県最低賃金の話であれば、鳥取県最低賃金の適用を受ける労働者か、それを使用する使用者で、そこを少し拡張して、それらの労使を主たる構成員とする団体も含まれるだろうと、ここは解釈できるということになります。ただ、この異議申出の趣旨は、広く審議会の答申に対して御意見を聴くという趣旨でございますので、本来ですと委員が推薦されている母体から委員を推薦されているところは、委員を通じてその団体の意見が審議会の中で申されていて、審議をされていると解されるので、その団体から意見が出てくるというのは、望ましいか望ましくないか論でいくと、もう既に意見をおっしゃられているのではないのでしょうかとなるので、以前はそういう回答をされたのではないかと推察するところですが、法律論でできるかできないかと言いますと、できるという具合に考えてございます。以上で御回答いたします。よろしいでしょうか。

○宮城委員 はい、分かりました。

それで、専門部会においても、その年については、使用者側は全員反対という立場を取っておりました。それが賛成であればまた違うのでしょうかけれども、反対ということでは

ので、その推薦母体である団体もやはり同じ意思だろうと思いますし、異議の申出がなされる可能性はあります。推薦団体の意思を代表して、その推薦団体が委員を出されたと解釈しておりますので、今のお話で得心しましたけれども、やはり委員の意見はそれぞれ推薦団体が御推薦されたお一人の委員の当然意見であり、それは、推薦団体の意見を集約しているとは思いますが、なかなか全者を網羅しているというわけではないと思いますので、今後はそのような形で推薦団体にも異議の申出はできますよということをお話しさせていただこうと思っております。以上です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

○宮城委員 異議の申出を何でもかんでもするという意味ではありません。よほどおかしいのではないのかというときに団体を通してそういった申出をするのではないかなと解釈しております。よろしくをお願いします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ほかにありますか。

では、無ければ、これにて終了したいと思います。ありがとうございました。

署名

会長

委員

委員